

遊漁船業等適正化対策推進事業

17(19)百万円

対策のポイント

遊漁船及び遊漁船利用者の安全対策、釣りマナー・ルールの普及啓発を推進します。

(遊漁船業とは)

主に釣り船業のことです。船で乗客を沖に案内して釣らせるもののほか、磯釣りをする釣りを磯まで渡す(磯渡し)ことも遊漁船業といえます。

(釣りのマナー・ルールとは)

法律や各都道府県の漁業調整規則等によって、釣りをする際に、使用できる漁具や禁止区域、禁止期間、魚種ごとの大きさの制限など、様々な規制(ルール)のことです。

いつまでも楽しい釣りをするためには、釣りに関するマナーについて知る必要。

例えば、ゴミを持ち帰る、漁業施設に近づかない、必要以上に魚を釣らないなど。

(事業例)

- ・遊漁船の安全運航及び遊漁船利用者の安全管理のための講習会の開催
- ・遊漁者に対して釣りのマナー・ルールの指導を行う釣り指導員の育成及び活動支援

政策目標

遊漁船の海難事故、漁業と遊漁間のトラブルの減少

<内容>

- (1) 遊漁船業者、プレジャーボート利用者に対する安全航行、利用者の安全管理のための講習会の開催、雑誌・ポスターによる安全啓発を図ります。
- (2) 遊漁者へのマナーの啓発を現場で指導する釣り指導員の育成及び活動を支援します。
- (3) 釣り学校の開催により青少年を対象に水産資源保護・漁場環境保全意識を啓発します。

【担当課：水産庁沿岸沖合課03-3502-7768(直)】